

公益社団法人伊勢法人会 会費規程(抜粋)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人伊勢法人会（以下「本会」という。）の定款第 7 条の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第 2 条 本会の会費年額は、「別表」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

(会費の使途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第 4 条 会費の納期は、年 1 回とし、6 月末までに納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落しにより納入する。

3 前項の自動引落しを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

(1) 金融機関を利用しての振込

(2) 持参

(中途入会の会費)

第 5 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、初年度は徴収しない。ただし、次年度からは第 4 条第 1 項の規定に基づくものとする。

別 表

本会の会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員の会費は、次の基準のとおりとする。

資本金	年 額
～ 3 百万円未満	6, 0 0 0 円
3 百万円以上～ 5 百万円未満	7, 2 0 0 円
5 百万円以上～ 1 千万円未満	9, 6 0 0 円
1 千万円以上～ 2 千万円未満	1 2, 0 0 0 円
2 千万円以上～ 3 千万円未満	1 4, 4 0 0 円
3 千万円以上～ 5 千万円未満	1 6, 8 0 0 円
5 千万円以上～ 1 億円未満	2 1, 6 0 0 円
1 億円以上	2 4, 0 0 0 円
農業・漁業協同組合等	6, 0 0 0 円
その他の事業協同組合等	4, 8 0 0 円
公益法人及び宗教法人等	4, 8 0 0 円

(2) 正会員のうち支店・工場・出張所等の法人の会費は、前項の基準にかかわらず、年額 6, 0 0 0 円とする。

(3) 正会員のうち関連・系列等の法人（同一代表者若しくは同一所在地の法人又は子会社をいう。）の会費は、資本金の多い法人の会費を主とし、その他の法人は年額 2, 0 0 0 円とする。

(4) 賛助会員の会費は、年額 2, 0 0 0 円とする。